

## 随 意 契 約 理 由 書

### 工事名 : 阪南港 岸和田旧港地区 資材倉庫建築工事その2

本工事は、阪南港湾事務所管内各港、海岸の海上巡視業務のために配備している「はごろも」および「いずみ」の2監視艇の新棧橋を岸和田旧港内に設置することに伴い必要となる資材倉庫等（以下、「倉庫」という。）の整備を行うものです。

「倉庫」は、2監視艇の海上巡視業務に伴い緊急対応で必要となる油吸着マット等をはじめとした各種消耗資材を保管するための場所として、また船舶航行上危険と判断した漂流物を引き上げた際の一時保管場所として機能するものです。

なお、「倉庫」の整備については当初、平成30年度に着工し、年度内に完了させる予定でしたが、地元関係者との協議調整が難航し、いつ工事を再開できるのか目処が立たない状況となったため、やむを得ず、基礎工事等の段階で工事を打ち切ったところでした。

その後、地元関係者との協議調整を重ねた結果、この度、予想以上に早く協議がまとまり、「倉庫」の整備を再開することができることとなりました。本工事で整備する「倉庫」は、上述の既設部分と本工事で施工する部分が一体となっはじめて機能を発揮するものであり、既設部分の施工者以外の者に施工させた場合、「倉庫」の性能の確保や、完成後の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になる等、著しい支障が生じるおそれがあります。

以上の事由により、本工事を支障なく施工できるのは、既設部分を施工した大勝産業株式会社以外にないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、大勝産業株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。